

# 韓国知的財産ニュース 2024年8月後期

(No. 516)

発行年月日：2024年9月9日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、8月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2203031）
- 1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2203171）
- 1-3 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2203213）
- 1-4 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2203385）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁・知財高裁「第11回知的財産訴訟弁論コンテスト」の授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁・KOICA、6か国を対象に「知的財産力量強化教育」を実施
- 2-3 韓国特許庁、「IP-C&D戦略支援事業」に参加した空気調和機開発企業を訪問
- 2-4 韓国特許庁、フィリピン特許庁と高官級会合および招待研修を実施
- 2-5 韓国特許庁の25年度予算編成7,058億ウォン…前年度比41億ウォン増
- 2-6 韓国特許庁、「知的財産基盤次世代英才企業人教育院」の新入生を募集
- 2-7 韓国特許庁、「特許紛争対応戦略支援事業」を活用して紛争解決に成功した企業を訪問
- 2-8 韓国特許庁、17の自治体と共に「第16回地域における知的財産政策の協議会」を開催
- 2-9 韓国特許庁、「2024年特許審査品質諮問委員会」を開催
- 2-10 韓国特許庁、電子出願システムの利便性向上に向けたユーザー懇談会を実施

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 8月21日から技術奪取防止の強化対策を盛り込んだ改正「不正競争防止法」および「特許法」を運用開始
- 3-2 韓国特許庁「模倣品流通防止に向けた業界懇談会」を開催

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、商標登録出願時に告示名称のほかに使用可能な類似名称831項目を公開
- 4-2 韓日中3か国商標専門家会合・バイ会合が開催される
- 4-3 KIPO 特許審判院と EUIPO 審判部が「韓・欧州商標審判セミナー」を開催
- 4-4 韓国特許庁、ハーグ協定加盟10周年を機に「第13回韓日中デザインフォーラム」を開催

### その他一般

- 5-1 ここ10年間低消費電力ディスプレイ LTPO 技術の特許出願件数・出願伸び率で韓国がトップ
- 5-2 ソウル、4年連続 WIPO の5大科学技術クラスターに選定

## 法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2203031）

議案情報システム（2024.8.21.）

議案番号：2203031

提案日：2024年8月21日

提案者：ジョン・ヨヌク議員（国民の力）外16人

### 提案理由及び主要内容

最近、半導体、二次電池等先端産業分野をめぐる国家間の競争が激化するにつれ、韓国においても産業技術の海外流出件数が増加している。現行法では、産業技術の流出及び侵害行為を禁ずるために産業技術の流出犯罪に対し最高10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金を科す一方、海外への技術流出の目的が認められた場合には加重処罰の規定を適用して最高15億ウォンの罰金を科している。

しかし、このような罰則に係る規定にも関わらず、実際に宣告される処罰の水準は低い

方であり、産業技術の流出・侵害行為が国民経済の発展及び国家安全保障に与える脅威を鑑みて処罰の水準を強化することにより、海外への技術流出行為に対する厳重さを認識させる必要があるとの指摘がある。

従って、産業技術の海外流出・侵害行為に対する法定刑を引き上げ、産業技術の取得・使用・公開行為による財産上の利益額が20億ウォンを超えれば、その財産上の取得額の2倍以上10倍以下の罰金を併科することで、我が国の産業技術の流出を効果的に防止し、産業技術をより手厚く保護する目的である（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項の前段の中「3年」を「5年」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改め、同条第2項の中「15億ウォン」を「20億ウォン」に、「罰金」を「罰金（違反行為による財産上の利益額の10倍に当たる金額が20億ウォンを超えれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金）」に改める。

### 附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2203171）

議案情報システム（2024.8.23.）

議案番号：2203171

提案日：2024年8月23日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外10人

### 提案理由

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために産業技術の範囲を見直し、国家コア技術保有確認制及び保有機関登録制を採用し、承認又は申告をせず輸出若しくは海外買収・合併等を行った場合、産業通商資源部長官が即時に輸出中止等の措置命令を下すこ

とができるようにする一方、措置命令に従わなかった場合には履行強制金を賦課する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

また、産業技術へのアクセス権のある者による、指定された場所の以外への無断流出、目的外の使用・公開をする行為及び紹介・斡旋・誘引する行為等を産業技術侵害行為等を含め、海外への流出犯罪に対する加重処罰の対象を目的犯から故意犯に拡大し、罰金を引き上げる等、処罰を強化する目的である。

並びに、産業技術保護委員会への業務支援のための技術安保センターの指定に関する根拠を設け、産業技術確認のみなし規定を新設し、産業技術保安施設の設置・運営への支援に関する根拠を設ける等、企業への支援を強化する目的である。

従って、現在より強化された、産業技術の不正な流出を防止する規定を新設し、産業技術を保護する措置を取り、企業への支援を拡大するための方策を策定することにより、国内産業の競争力を強化して国民経済に寄与する目的である。

## 主要内容

- イ. 産業技術の範囲から「電力技術」を削除し、「海洋水産新技術」を追加して現行化する（案第2条第1号）
- ロ. 産業技術保護委員会の運営を支援し、国家コア技術の指定・変更・解除、技術の判定、輸出及び海外買収・合併等の業務を効率的に遂行するために技術安保センターを指定できるようにする（案第7条第6項の新設）。
- ハ. 産業通商資源部長官が対象機関に対し当該機関が保有している技術が国家コア技術に該当するかどうかについて判定を申請するよう通知できるようにする（案第9条の2の新設）。
- ニ. 国家コア技術保有機関を登録・管理できる根拠となる規定を定める（案第9条の3の新設）。
- ホ. 国家コア技術の輸出の事前承認等（案第11条）。
  - 1) 対象機関が国家コア技術を輸出する場合、予め産業通商資源部長官からの承認を受けるよう明確に定め、承認対象外の国家コア技術を輸出する場合、受理が必要な申告であることを明確にするために産業通商資源部長官が国家安保に与える影響等を検討して国家安保に影響を及ぼすことがなく、同法に適合していれば、申告を受理する。
  - 2) 未承認又は未申告の状態では国家コア技術を輸出する場合、産業通商資源部長官が即時に輸出の中止等、必要な措置を命ずる。
- ヘ. 未承認又は未申告した海外買収・合併等を行う場合、産業通商資源部長官が即時に海外買収・合併等の中止等、必要な措置を命ずるようにし、措置命令に従わなかった場合、1日当たり1千万ウォン以下の履行強制金を賦課することができるようにする（案第11条の2、案第11条の3の新設）。

- ト. 国家コア技術の保護措置及び国家研究海外事業の保護管理に関して改善勧告を受けた対象機関がそれを履行しなかった場合、産業通商資源部長官が措置命令を下すことができるようにする（案第13条）。
- チ. 産業技術の流出及び侵害行為の拡大
  - 1) 産業技術に関する守秘保持義務のある者が不正な利益を得るか、その対象機関が損害を被るとの事実を承知していないとしても産業技術を流出するか公開する行為を侵害行為に含める（案第14条第2号）。
  - 2) 産業技術に関する守秘保持義務のある者が産業技術に対する保有又は使用の権限が消滅されたことにより、対象機関から特殊媒体記録の返還や産業技術の削除を求められたにも関わらず、これを拒否・忌避するか、そのコピー本を保有する行為を含む（案第14条第3号）。
  - 3) 対象機関との契約等により産業技術へのアクセス権のある者が産業技術を指定された場所外に無断で流出するか目的外に使用又は公開する行為を含む（案第14条第4号）。
  - 4) 産業技術を流出するか目的外に使用・公開する行為等を紹介・斡旋・誘引する行為を含む（案第14条第6号）。
  - 5) 国家コア技術の輸出申告をしないか、嘘やその他の不正な方法で申告をして国家コア技術を輸出する行為を含む（案第14条第8号）。
- リ. 対象機関が保有している産業技術が各行政機関の長から確認を受けた場合、産業通商資源部長官による産業技術確認を受けたこととみなす（案第14条の3第2項の新設）。
- ヌ. 産業技術保安施設の設置・運営を支援できる根拠を設ける（案第22条第1項第2号）。
- ル. 裁判所は産業技術侵害行為が故意的なものだと認められた場合、損害として認められる金額の3倍から5倍に賠償額の上限を引き上げて決めることができるようにする（案第22条の2第2項）。
- ヲ. 国家コア技術の判定、保有機関の登録、措置命令に関する業務を遂行する者に対し守秘保持義務を課す（案第34条）。
- ワ. 国家コア技術が外国で使用されることを承知しているにも関わらず、技術流出行為をした者に対する罰金刑を15億ウォン以下から65億ウォン以下に引き上げ、産業技術については15億ウォン以下の罰金から30億ウォン以下の罰金に引き上げて処罰を強化する（案第36条第1項から第4項まで）。
- カ. 国家コア技術の保有確認、保有機関の登録、改善勧告に関する措置命令等、新しく定める制度を履行しなかった場合、罰金を科すことができるようにする（案第39条第1項第1号・第2号・第4号・第5号の新設）。

## 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号二目を削除し、同号リ目をヌ目に改め、同号にリ目を次のように新設する。

リ。「海洋水産科学技術育成法」第17条に基づき指定された海洋水産新技術  
第7条第6項を第7項に改め、同条に第6項を次のように新設する。

⑥産業通商資源部長官は産業技術保護委員会の運営を支援し、第9条から第12条までの業務を効率的に遂行するために大統領で定めるところにより、技術安保センターを指定することができる。

第9条第6項を削除し、同条第7項を第6項に改める。

第9条の2を第9条の4に改め、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術の該当有無に関する判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「企業等」とする）は保有している技術が国家コア技術に該当するかどうかについての判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②産業通商資源部長官は大統領令で定めるところにより、企業等が国家コア技術を保有していると判断する場合、職権により当該機関に対し第1項に基づく判定を申請するよう通知することができる。

③第2項に基づく通知を受けた企業等の長は通知を受けた日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には事前に協議して30日の範囲で期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は第1項及び第2項に基づく判定と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は判定申請機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長及び判定申請機関の長は正当な事由がなければ、それに従わなければならない。

⑤第1項に基づく判定申請の方法及び手続き、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した日から30日以内に国家コア技術に関する事項の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更する場合も同様である。

1. 第9条の2に基づき国家コア技術の該当有無に関する判定を申請して国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項及び第6項に基づき国家先端戦略技術に該当するとの判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術の移転を受けて国家コア技術に対する実質的な

#### 権利が発生した場合

②第1項に基づき登録した国家コア技術を保有した対象機関は次の各号のいずれかに該当する場合、その事由を知った日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項に基づき国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条に基づく国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有しなくなった場合
3. 対象機関が国内法人・企業等に対し国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対する実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は第1項に基づく登録及び第2項に基づく登録抹消と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は対象機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は対象機関の長は正当な事由がなければ、それに従わなければならない。

④第1項に基づく登録の方法及び手続き、第2項に基づく登録抹消の方法及び手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。

第11条第1項の中「当該国家コア技術」を「当該の国家コア技術」に、「産業通商資源部長官」を「予め産業通商資源部長官」に改め、同条第1項を削除し、同条第5項から第10項までをそれぞれ第6項から第11項までにし、同条に第5項を次のように新設し、同条第8項（従前の第7項）を次のようにし、同条第9項（従前の第8項）第2号の中「第5項」を「第6項」に改め、同条第3号の中「第7項」を「第8項第2号」に、「未承認又は不正承認及び未申告」を「不正承認」に改め、同条第11項（従前の第10項）を次のように改める。

⑤産業通商資源部長官は第4項に基づく申告を受けた場合、当該の国家コア技術の輸出が国家安保に与える影響等を検討して国家安保に影響を及ぼすことがなく、同法に適合していれば、申告を受理しなければならない。

⑧産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該の国家コア技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復等必要な措置を命ずることができる。但し、第2号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を委員会に報告後、委員会の審議を通さなければならない。

1. 第1項に基づく承認を受けていないか第4項に基づく申告をせず、国家コア技術の輸出をした場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第1項に基づく承認を受けるか第4項に基づく申告をして国家コア技術の輸出をした場合

⑪第1項の承認、第4項の申告、第6項・第8項の輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置命令及び第7項の事前検討の申請等に必要な事項は大統領令で定める。

第11条の2第7項から第12項までをそれぞれ第8項から第13項までに改め、同条に第7項を

次のように新設し、同条第10項（従前の第9項）を次のように改め、同条第11項（従前の第10項）第2号及び第3号の中「第7項」をそれぞれ「第8項」に改め、同項第4号の中「第9項に基づく未承認、不正承認、未申告又は嘘の申告」を「第10項に基づく不正承認又は虚偽の申告」に改める。

⑦産業通商資源部長官は第5項に基づく申告を受けた場合、海外買収・合併等が国家安保に与える影響等を検討して国家安保に影響を及ぼすことがなく、同法に適合していれば、申告を受理しなければならない。

⑩産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等必要な措置を命ずることができる。但し、第2号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を委員会に報告後、委員会の審議を通さなければならない。

1. 第1項に基づく承認を受けていないか第5項に基づく申告をせず、海外買収・合併等を行った場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第1項に基づく承認を受けるか第5項に基づく申告をして海外買収・合併を行った場合

第11条の3を次のように新設する。

第11条の3（履行強制金）①産業通商資源部長官は第11条の2第8項及び第10項に基づき海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その定められた期間内にその措置命令を履行しなかった者に対し履行期限の終了日の翌日から1日当たり1千万ウォン以下の範囲で、大統領令で定める履行強制金を賦課する。

②産業通商資源部長官は最初の措置命令があった日を基準に1年に2回以内の範囲でその措置命令が履行されるまで反復して第1項に基づく履行強制金を賦課・徴収することができる。

③第1項及び第2項で定めた事項の他に履行強制金の賦課・徴収に関する事項は「行政基本法」第31条第2項から第6項までの規定に従う。

第13条の題目「(改善勧告)」を「(改善勧告等)」に改め、同条第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項に改め、同条に第3項を次のように新設し、同条第4項（従前の第3項）中「第1項」を「第3項」に、「改善勧告を」を「措置命令を」に、「改善勧告の」を「措置命令の」に改め、同条第5項（従前の第4項）を次のように改める。

③産業通商資源部長官は第1項に基づき改善勧告を受けた対象機関の長が勧告事項を履行しなかった場合には必要な措置を命ずることができる。

⑤第1項に基づく改善勧告、第2項に基づく改善対策の策定・施行、第3項に基づく措置命令及び第4項に基づく報告に必要な事項は大統領令で定める。

第14条第2号の中「不正な利益を得るかその対象機関が損害を被ることを承知しているにも関わらず」を「対象機関の産業技術」に改め、同条第4号を第13号に改め、同条に第4号を次のように新設し、同条第7号及び第8号をそれぞれ第11号及び第12号に改め、同条第5

号を第7号に改め、同条第3号を第5号に改め、同条第5号（従前の第3号）の中「第1号又は2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に、「及び公開」を「・公開」に改め、同条第6号を第9号に改め、同条に第6号及び第8号をそれぞれ次のように新設し、同条第13号（従前の第4号）の中「第1号又は第2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に改め、同条第9号（従前の第6号）の中「国家コア技術を外国で使用するか外国で使用されることを承知しているにも関わらず、第11条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同条第6号の2を第10号に改め、同条第10号（従前の第6号の2）の中「国家コア技術を外国で使用するか外国で使用されることを承知しているにも関わらず、第11条の2第5項」を「第11条の2第5項」に改め、同条第6号の3を第3号に改め、同条第3号（従前の第6号の3）の中「特殊媒体記録」を「特殊媒体記録かソースコード等」に、「不正な利益を得るかその対象機関に損害を与える目的でそれを」を「それを」に改め、同条第11号（従前の第7号）の中「第11条第5項・第7項及び第11条の2第7項・第9項」を「第11条第6項・第8項及び第11条の2第8項・第10項」に改める。

4. 対象機関の契約等により産業技術へのアクセス権のある者が産業技術を指定された場所外に無断で流出するか目的外で使用・公開する行為
6. 第1号から第4号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋・誘引する行為
8. 第11条第4項に基づく申告をしないか嘘やその他の不正な方法で申告をして国家コア技術を輸出する行為

第14条の3第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②対象機関が保有している技術が第2条第1号ロ目からト目までの技術に該当する者であってその技術を指定・告示・公告・認証した行政機関の長から確認を受けた場合には第1項に基づく産業技術の確認を受けたこととみなす。

第15条第1項の中「ならず、必要な調査及び措置を求めることができる」を「ならない」に改め、同条第2項の中「第1項の規定による要請を」を「第1項による申告を」に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は第2項に基づく調査及び措置を行った場合にはその結果を情報捜査機関の長又は産業通商資源部長官にそれぞれ通知しなければならない。

第22条第1項第2号を次のように新設する。

2. 産業技術保安施設の設置・運営への支援

第22条の2第2項の各号外の部分の中「3倍」を「5倍」に改める。

第34条に第2号の2、第2号の3及び第3号の3をそれぞれ次のように新設し、同条第6号の中「第17条第1項の規定」を「第17条」に改める。

- 2の2. 第9条の2に基づき国家コア技術の判定等の業務を遂行する者
- 2の3. 第9条の3に基づき国家コア技術保有機関の登録等の業務を遂行する者
- 3の3. 第13条に基づき改善勧告等の業務を遂行する者

第36条第1項の前段の中「国家コア技術を外国で使用するか使用させる目的で第14条第1号から第3号」を「国家コア技術が外国で使用されることを承知しているにも関わらず、第14条第1号から第12号」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「65億ウォン」に改め、同条第2項の中「産業技術を外国で使用するか使用させる目的で第14条各号（第4号を除く）」を「産業技術が外国で使用されることを承知しているにも関わらず、第14条第1号から第6号まで及び第12号」に、「15億ウォン」を「30億ウォン」に改め、同条第3項の中「第14条各号（第4号・第6号・第6号の2及び第8号を除く）」を「第14条第1号から第11号まで」に改め、同条第4項の中「第14条第4号及び第8号」を「第14条第12号及び第13号」に改める。

第39条第1項各号外の部分に但し書を次のように新設する。

但し、第4号の場合、国家を除く。

第39条第1項第1号、第2号及び第3号をそれぞれ第3号、第6号及び第7号に改め、同項に第1号、第2号、第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設する。

1. 第9条の2第3項に基づく判定申請書類を提出しないか虚偽で提出した者
2. 第9条の3第1項に基づく国家コア技術保有機関の登録を申請しない者
4. 第1条第10項及び第11条の2第12項に基づく産業通商資源部長官からの強調の要請に対し正当な事由なしで拒否した者
5. 第13条第3項に基づく産業通商資源部長官の措置命令に従わない者

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術保有機関の登録に関する経過措置） この法律の施行前に第9条、第11条及び第11条の2に基づき国家コア技術保有機関として確認された対象機関は、この法律の施行日から6か月の期間内に第9条の3の改正規定に基づき産業通商資源部長官に登録しなければならない。

1 - 3 【法案提出】 商標法の一部改正法律案（議案番号：2203213）

議案情報システム（2024. 8. 27.）

議案番号：2203213

提案日：2024年8月27日

提案者：ク・ジャグン議員（国民の力）外13人

### 提案理由及び主要内容

現行法では、商標登録出願に対しその出願公告日から2か月以内に誰もがその出願に対

し商標登録拒絶査定事由に該当するとの理由で異議を申し立てることができ、出願公告日から2か月間、商標登録出願に係る書類及びその附属書類を一般人が閲覧できるようにしている。

このような現行法における意義申立制度は、審査官の主観的、恣意的な判断や誤り等に対する公衆審査機能を導入することで、不実な権利が発生することを防止し、審査の客観性及び公正性を高めて登録後に発生し得る商標紛争を未然に予防する目的があるにも関わらず、2か月の異議申立期間が経過した後、商標登録の有無が決定されるため、出願人の迅速な権利保護のためには異議申立期間を短縮すべきだとの意見が提起されている。また、商標出願の特徴上、既に商標を使用しているか、商品の発売と同時に出願を行うケースも多く、ブランドというのは流行性が強く流行の周期は非常に短いため、さらに迅速な権利保護を図る必要があるとの意見も提起されている。

従って、商標登録出願に対する異議申立期間と商標登録出願に係る書類及び附属書類の閲覧期間を現行の2か月から30日に短縮させることにより迅速に権利を設定できるようにすることで、商標登録出願人の権利を適宜に保護し商標の安定的な使用を図る目的がある（案第57条第3項及び第60条第1項）。

法律第 号

### 商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第57条第3項の中「2か月」を「30日」に改める。

第60条第1項各号外の部分の中「2か月以内」を「30日以内」に改める。

### 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（商標登録出願に係る書類及び附属書類の閲覧期間に対する経過措置）この法律の施行当時、従前の規定により出願公告された商標登録出願に係る書類及び附属書類の閲覧は第57条第3項の改正規定にも関わらず、従前の規定に従う。

第3条（異議申立期間に対する経過措置）この法律の施行当時、従前の規定により出願公告された商標登録出願に対する異議申立は第60条第1項の改正規定にも関わらず、従前の規定に従う。

議案番号：2203385

提案日：2024年8月29日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外13人

### 提案理由

現行法では、特許権者及び専用実施権者の権利保護のために差止請求権、損害賠償請求権及び資料提出命令制度等様々な手段を設けている。

しかし、特許権関連侵害訴訟において侵害行為の立証及び損害額の算定に関する証拠資料は一般的に侵害者が保有しており、これを毀損して損害訴訟で証拠として活用できないようにすることがあるため、権利者は依然として侵害に関する証拠の確保及び被害の立証に困難を抱えている。

一方、米国は証拠開示制度（Discovery）を利用して侵害事実及び損害額の立証に係る証拠を効果的に確保できるように定めており、ドイツは専門家調査制度（Inspection）を設けて裁判所が指定した専門家が侵害の立証又は損害額の算定に必要な証拠を調査するように定めていることから、それを参考にして証拠確保のための手続きを設ける必要があるとの意見が提示されている。

従って、証拠調査及び証拠保全制度を導入することにより特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化し、紛争の迅速な解決を図る目的である。

### 主要内容

- イ. 特許権又は専用実施権の侵害訴訟において侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な証拠等について専門家に対し調査させることができるようにする（案第128条の3の新設）。
- ロ. 特許権又は専用実施権の侵害訴訟に必要な証拠を予め保全することができるようにする（案第128条の4の新設）。
- ハ. 特許権又は専用実施権の侵害訴訟における守秘保持義務を強化・補完する（案第224条の3）。

法律第            号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3及び第128条の4をそれぞれ次のように新設する。

第128条の3（専門家による証拠調査）①裁判所は特許権又は専用実施権の侵害訴訟における侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要なだと認める場合には職権又は当事者の申請により関連分野の専門家を指定して相手側の当事者に対し関係資料の提出を求めるか、事務所及び工場等に立ち入って関係書類、物件、施設及び設備等を調査するか、関係者に必要な質問（以下、「証拠調査等」とする）をさせることができる。この場合、証拠調査等の対象となる相手側の当事者は意見を提出することができ、裁判所は当該の意見を考慮して専門家の指定及び証拠調査等の実施有無を決めなければならない。

②裁判所は次の各号のいずれかに該当する者のうち、1名以上を第1項に基づく専門家として指定することができる。

1. 「法院組織法」第54条の2に基づく技術審理官又は同法第54条の3に基づく調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づく専門審理委員
3. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を持つ者
4. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を持つ者
5. その他最高裁規則で定める者

③第1項に基づき指定された専門家は証拠調査等を行う場合、その権限を表示する証票を身に着け、それを関係者に見せなければならない。

④証拠調査等の対象となる当事者は正当な理由がない限り証拠調査等に応じなければならない。この場合、正当な理由の認定等に関しては第132条第2項・第4項及び第5項を準用する。

⑤第1項に基づき指定された専門家は裁判所が指定した期日以内に調査結果報告書を作成して裁判所に提出しなければならない。

⑥証拠調査等を受けた当事者は第5項に基づく調査結果報告書を閲覧することが可能であり、調査結果報告書に営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密のことをいう。以下同一）が含まれている場合、その内容の削除を求めることができる。

⑦裁判所は第5項に基づく調査結果報告書に営業秘密が含まれているか、侵害の証明又は損害額の算定に必ず必要な際には、調査結果報告書上のその内容を削除しない。この場合、裁判所は証拠調査等の目的内で閲覧可能な範囲又は閲覧可能な人を指定しなければならない。

⑧特許権者又は専用実施権者は第5項から第7項までに基づく手続きが終わった後、調査結果報告書を閲覧し証拠として申請することができる。

⑨裁判所は第1項に基づく当事者の申請により証拠調査等を実施する場合、その費用に対する担保を提供するよう命ずることができる。この場合「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑩その他に証拠調査等の範囲、手続き及び方法等に必要な事項は最高裁規則で定める。

第128条の4（証拠保全）①裁判所は特許権又は専用実施権の侵害訴訟における侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な証拠を予め保全しなければ、その証拠を確保することが難しい事情がある場合、職権又は当事者の申請により証拠を調査するか、相手側の当事者に対し期限を定めてその証拠を保全するよう命ずることができる。

②第1項に基づく証拠保全命令を受けた者が侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な証拠を故意に毀損するか使用できなくした場合、裁判所は証拠保全を申請した当事者が証拠により証明しようとする事実に関する主張を真実なものだと認めることができる。

③第1項に基づく証拠保全の管轄及び申請に関しては「民事訴訟法」第376条及び第377条を準用する。

第132条第1項の本文の中「資料」を「資料（資料の目録を含む。以下、同条で同一）」に改め、同条第2項の前段の中「提示を」を「提示又は第128条の3に基づく専門家による証拠調査を」に改め、同条第3項の前段の中「営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密のことをいう。以下同一）に」を「営業秘密に」に改め、同条第6項を次のように新設する。

⑥第1項に基づく資料提出命令に対しては独立して不服することができない。

第224条の3第1項各号外の部分の本文の中「、その」を「、第128条の3に基づき証拠調査等を行う専門家及びその」に改め、同条に第6項を次のように新設する。

⑥第132条第3項の後段に基づき資料を閲覧できる人に該当しない当事者のために訴訟を代理する者が第1項に基づく守秘保持命令を受けた場合、自身が代理する当事者に対し秘密を保持しなければならない。

第225条の2及び第231条の2をそれぞれ次のように新設する。

第225条の2（証拠保全命令の違反罪）第128条の4第1項に基づく証拠保全命令を違反して証拠を故意に毀損するか使用できなくした者に対し5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金を科す。

第231条の2（罰金）①第128条の3第4項を違反して正当な理由なく証拠調査等を拒否・妨害又は忌避した場合、法人に対しては1億ウォン以下の罰金を科し、法人の役員か従業員又はその他の利害関係者に対しては5千万ウォン以下の罰金を科す。

②第1項に基づく罰金は大統領令で定めるところにより裁判所が賦課・徴収する。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（証拠調査及び証拠保全等に関する適用例）第128条の3、第128条の4、第132条及び第224条の3の改正規定はこの法律施行以降、提起される訴訟から適用される。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁・知財高裁「第11回知的財産訴訟弁論コンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2024. 8. 16.)

全国 19 のロースクールが参加し、知財権訴訟への高い関心や情熱を見せた

韓国特許庁は特許法院（日本の知財高裁に当たる）と共に 8 月 14 日水曜日、特許法院（大田市西区所在）にて「第 11 回知的財産訴訟弁論コンテスト※」の授賞式を開催すると発表した。

※「特許訴訟弁論コンテスト」から「知的財産訴訟弁論コンテスト」に名称を変更

今年で第 11 回目を迎える本大会は（2014 年開始）、韓国国内所在の法学専門大学院の学生を対象に裁判所における知的財産訴訟の実務を体験できる機会を提供することで、法律の専門性と実務能力を備えた人材を育成することを目的とする。

決戦で最終弁論や裁判部からの質疑に対する応答など激しい攻防を繰り広げた結果、特許部門では、延世（ヨンセ）大学ロースクールチーム（シン・ドンソク、イム・ファニ、チョ・ウンソ）と忠南（チュンナム）大学ロースクールチーム（チョ・セヨン、カン・チュウン、キム・ヘウォン）がそれぞれ特許法院長賞（1 等）と特許庁長賞（2 等）を受賞した。

商標・意匠部門では、梨花（イファ）女子大学ロースクールチーム（ソ・イェヒ、オ・ジョンウン、カン・ミンソ）と延世（ヨンセ）大学ロースクールチーム（イ・スンヒョン、キム・ダヘ、イ・シヨン）がそれぞれ特許法院長賞（1 等）と特許庁長賞（2 等）を受賞した。

本選・決戦に進出した残りの 20 チームには、韓国知識財産保護院長賞、韓国知的財産権弁護士協会会長賞、韓国特許法学会会長賞などが授与※された。

※韓国知識財産保護院長賞（2 チーム）、韓国知的財産権弁護士協会会長賞（2 チーム）、韓国特許法学会会長賞（1 チーム）、奨励賞（5 チーム）、入選（10 チーム）

今回の大会は、全国 19 の法学専門大学院から 54 チーム（特許部門 42 チーム、商標・意匠部門 12 チーム）、162 名が参加して訴訟の準備書面を提出した。韓国全国に法学専門大学院が 25 校ある中で 19 校が参加し、知的財産権をめぐる訴訟に対する在学生の高い関心や情熱が感じられた。

大会は、特許法院の裁判官および特許審判院の審判官が出題した特許および商標訴訟の事例問題に対し、参加者が準備書面を作成・提出し（予選）、本選と決戦で弁論対決を行い、その結果を基に受賞者を選ぶ形で行われた。

予選（書面審査）に合格して本選に進出した 24 チームは、特許法院の裁判者 3 名からなる審査委員の前で実際の訴訟のように口頭弁論を行い、審査委員は問題への理解度、弁論資料および弁論の適切性などを総合的に評価して決戦に参加する上位 6 チームを決めた。

本選・決戦の他にもイベントとしてロースクール出身の裁判官と学生との質疑応答、特許法院の裁判官の業務、卒業後の進路などについて話し合いながら知財権訴訟の実務に対する理解を深める時間も設けられた。

特許部門で特許法院長賞（1 等）を受賞した延世（ヨンセ）大学ロースクールチームは「権利範囲確認審判では自由実施技術と権利範囲に属するかどうかを判断する中で必ず論理的矛盾が発生するが、法律に矛盾しない、かつ、事案の内容を十分に反映できる方法について深く考えた」とし、「準備書面について十分理解できるよう努力し、提示された技術への理解を深めるために多くの図面を参考したのが功を奏した」と述べた。

商標・意匠部門で特許法院長賞（1 等）を受賞した梨花（イファ）女子大学ロースクールチームは「チームの皆で励まし合ったおかげで良い成果を上げることができた。今後も知的財産訴訟に高い関心を持ち、この分野で専門性を持つ人材になれるよう努力する」とし、「今年の大会で優秀な成果を得た弁論や特許法院が作成した知的財産訴訟実務書を参考したのが大きく役に立ったと思う」と、受賞コメントやノウハウを伝えた。

特許庁長は「韓国の先端技術を知的財産権で迅速に確保し保護する専門人材を育成することは国レベルで非常に大事なことであり、これこそ国の競争力を高める中核的要素である」とし、「今後も優秀な人材が知的財産分野の専門家として成長していけるよう手厚く支援していく」と述べた。

## 2-2 韓国特許庁・KOICA、6 か国を対象に「知的財産力量強化教育」を実施

韓国特許庁（2024. 8. 20.）

### K-知的財産教育で中東・南米・アフリカの経済発展を支える

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、8 月 19 日月曜日から 29 日木曜日まで韓国国際協力団（KOICA）グローバル研修センター（京畿道城南市所在）にて中東・南米・アフリカな

ど開発途上国 6 か国※を対象に「知的財産力量強化教育」を実施すると発表した。

※（参加国）ヨルダン（3）、ルワンダ（3）、エクアドル（3）、エルサルバドル（2）、メキシコ（2）、ベトナム（2）

同教育は 2023 年から 3 年コースで行う「KOICA 国際研修事業」の一環として特許庁と韓国国際協力団（KOICA）が協力して参加した途上国の知的財産権の発展や経済成長を促すためである。

今回の教育は参加国の知的財産権担当公務員 15 名を対象に行い、△知的財産を活用した経済発展モデル、△グローバル IP ライセンスの戦略、△IP 価値評価および金融など、知的財産の競争力強化を図るテーマが盛り込まれている。

とりわけ、今年は各国の状況に応じた IP システム戦略という科目が実施される。同科目は各参加国が抱えている知的財産制度の問題について分析し、専門家によるコンサルティングを通じた解決策を示す内容で、受講者は自国の知的財産制度の問題点を認識し、改善していくという一連の流れを体験できる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「本コースが開発途上国の知的財産競争力強化やその重要性に対する認識向上につながることを期待する」とし、「今後も開発途上国の経済発展や相互の友好な関係に役立つ知的財産教育を普及していく」と述べた。

### 2-3 韓国特許庁、「IP-C&D 戦略支援事業」に参加した空気調和機開発企業を訪問

韓国特許庁（2024.8.23.）

#### 株式会社 awexome Ray と産業現場の意見や知財課題について意見交換

韓国特許庁は 8 月 23 日金曜日、スタートアップ関係者から意見を聞き、産業現場に合わせた知的財産政策を進めるために、環境配慮型空気殺菌・浄化装置メーカーの株式会社 awexome Ray（京畿道安養市所在）を訪問した。

今回の企業訪問は、特許庁が行っている「IP-C&D※（知的財産ベース革新製品の開発）戦略支援事業」の成果を振り返り、スタートアップのビジネス環境に応じた有効かつ柔軟な知的財産支援政策を模索するために行われた。

※IP-C&D とは、企業の内部と外部の知的財産（IP）を結合（Connect）して革新的な製品開発（Development）戦略を支援する、特許庁の代表的な中小企業向け IP 事業化の支援事業

同社は、炭素ナノチューブ（CNT）繊維素材の生産技術と次世代光源※に関する特許を保有しているスタートアップであり、ビジネスの初期段階から特許権の確保に取り組んできた。同社は「IP-C&D 戦略支援事業」を通じて次世代光源に関する特許を活用して空気中の粒子状物質、ウイルスのような汚染物質をフィルター無しで取り除く環境配慮型空気殺菌・浄化装置を開発し、サムスン電子、インドネシア所在の病院など韓国国内外の約 30 か所の建物に設置している。また、繊維素材と次世代光源の技術力を活用して食品の鮮度維持装置、医療機器、極紫外線（EUV）プリクリン用メンブレン素材分野などに事業を拡大している。

※炭素ナノチューブ繊維で作った極紫外線（EUV）/X-Ray 光源発生装置

特許庁長は「スタートアップが保有している優秀な知的財産は製品の競争力確保と資金調達のカギとなる」とし、「今後も特許庁は、さらに多くのスタートアップが知的財産を活用して成長を図り、輸出市場で成果を上げるよう支援を拡大していく」と述べた。

#### 2-4 韓国特許庁、フィリピン特許庁と高官級会合および招待研修を実施

韓国特許庁（2024.8.26.）

##### 韓国型特許行政システムの構築など情報化に関する協力策について議論

韓国特許庁は 8 月 26 日月曜日から 30 日金曜日まで、フィリピン特許庁長官など高位公務員を対象に韓国・フィリピン高官級会合および招待研修を実施すると発表した。

招待研修は、韓国特許庁が行っている「海外情報化コンサルティング事業」の一環として韓国の特許行政システム（以下、「特許ネット」）の海外進出の基盤を作るために行われる。

韓国のキム・ワンギ特許庁長は 8 月 26 日月曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）にてフィリピンの ROWEL Barba 長官などと歓談および高官級会合を開き、両国における知的財産の情報化に関する協力策について議論する。

研修期間の間は、△人工知能（AI）を有効活用している韓国の特許行政システムの紹介、△韓国知財権分野における人工知能（AI）技術の研究開発の事例、△フィリピンの特許行政情報システムの改善および財源調達の方策などについて議論する考えだ。

フィリピン特許庁長官などは特許ネットの運営状況などについて把握し、民間分野の人工知能（AI）、モビリティなど先端技術を体験するために LG イノベーションギャラリー

(LGサイエンスパーク所在)と現代モーターススタジオを訪問する。

これまで韓国特許庁は、ウズベキスタン(2023年8月)、チュニジア(2024年8月)の高位公務員を招待して特許ネットの普及に向けた研修を行ったことがある。

韓国特許庁長は「今回のフィリピン特許庁の招待研修は、韓国・フィリピンの両国における特許行政情報化分野の持続的な協力のために重要な活動だと思う」とし、「招待研修を機にフィリピンに韓国型特許ネットが普及されるよう積極的に協力していく」と述べた。

## 2-5 韓国特許庁の25年度予算編成7,058億ウォン…前年度比41億ウォン増

韓国特許庁(2024.8.28.)

特許ビッグデータの活用、知財金融、輸出企業の紛争への対応、高品質審査などを集中的に支援する！

韓国特許庁は2025年度予算を前年度比41億ウォン(+0.6%)増えた7,058億ウォンを編成したと発表した。

※特許庁の予算：(2024年度)7,017億ウォン→(2025年度予算案)7,058億ウォン(+41億ウォン)

特許庁の来年度予算案のうち、知的財産の創出・保護・活用などに使われる主な事業費には今年より6億ウォン増加した3,653億ウォンが編成された。

※主要事業費：(2024年度)3,647億ウォン→(2025年度予算案)3,653億ウォン(+6億ウォン)

特許庁は来年度に集中的に投資する分野として▲特許ビッグデータ基盤のダイナミックエコノミーの実現、▲知的財産金融の活性化および創業・成長への支援、▲輸出企業の知的財産権紛争の対応力強化、▲人工知能(AI)基盤の高品質の審査サービス提供などを挙げている。

### 【①特許ビッグデータ基盤のダイナミックエコノミーの実現】

世界5.8億件の特許ビッグデータを戦略的に活用してダイナミックエコノミーを実現させる。特許ビッグデータの分析を通じて国家研究開発(R&D)の企画を客観的かつ効率的に支援※し、研究開発(R&D)の遂行段階においてIP-R&Dを拡大して未来有望技術の選別および開発を集中的に支援※※する。また、今年5月に特許庁が防諜機関として指定さ

れたことにより、特許データを基盤に技術流通防止戦略を策定※※※する。

※国家 R&D に係る特許動向の深層分析：（2025 年度予算案）44 億ウォン（新規）

※※IP-R&D 戦略支援：（2024 年度）368 億ウォン→（2025 年度予算案）387 億ウォン（+19 億ウォン）

※※※特許データ基盤の経済安保体系の構築：（2025 年度予算案）32 億ウォン（新規）

### 【②知的財産金融の活性化および創業・成長への支援】

2023 年知的財産（IP）金融の規模が 9 兆 6,100 億ウォンと 10 兆ウォン突破を目前にしている中、知的財産金融の活性化に拍車をかける。革新的な中小企業・スタートアップが知的財産を基に事業資金を調達できるよう知的財産価値評価にかかる費用の支援を拡大※し、地域別に有望な予備創業者およびスタートアップを対象に知的財産権の全体を包括できるサービスへの支援を強化してユニコーン企業へと成長を図るよう支える※※。

※IP 価値評価への支援：（2024 年度）118 億ウォン→（2025 年度予算案）136 億ウォン（+18 億ウォン）

※※IP 活用創業・成長への支援：（2024 年度）93 億ウォン→（2025 年度予算案）113 億ウォン（+20 億ウォン）

### 【③輸出企業の知的財産権紛争の対応力強化】

海外に輸出する韓国企業の知的財産権紛争を事前に予防するために進出国の環境に合わせた紛争対応戦略を支援※する。また、模倣品流通を有効に遮断するために人工知能（AI）を導入するなどオンライン上の模倣品流通遮断事業を拡大※※する。経済協力開発機構（OECD）と初めて共同調査（2024 年 7 月）を行った結果、海外で流通されている模倣品により韓国企業が受ける売上高・雇用・税収など損失※※※が確認され、韓国企業の被害を最小限に抑え、かつ、輸出の競争力を強化するために K-ブランドの紛争対応への支援を拡大※※※※する。

※輸出企業の IP リスクへの対応力の強化：（2025 年度予算案）26 億ウォン（新規）

※※AI 基盤の模倣品取締：（2025 年度予算案）7 億ウォン（新規）

※※※企業の売上高 61 億ドル（7 兆ウォン）、製造業の雇用 13,855 件減少、政府の税収 15.7 億ドル（1.8 兆ウォン）の損失

※※※※K-ブランドの紛争対応への支援：（2024 年度）68 億ウォン→（2025 年度予算案）75 億ウォン（+7 億ウォン）

### 【④人工知能（AI）基盤の高品質の審査サービス提供】

2023年 LG社 AI 研究院と共に世界で初めて構築した、大規模特許専用言語モデルを基盤に人工知能 (AI) 審査支援システムの構築※を進める。人工知能 (AI) 基盤の特許検索、商標・意匠の画像の検索など知能型特許行政を実現することで韓国企業に迅速かつ正確な審査サービスを提供する。

※AI 基盤審査支援システム用学習データの構築：(2025年度予算案) 28億ウォン(新規)

特許庁の「2025年度予算案及び基金運用計画案」は国会に提出後、常任委員会・予算決算特別委員会の審議を経て本会議で議決し12月に確定される予定である。

## 2-6 韓国特許庁、「知的財産基盤次世代英才企業人教育院」の新生を募集

韓国特許庁 (2024. 8. 29.)

KAIST、POSTECHの各教育院が80名の発明英才を募集し2年間教育を実施

韓国特許庁は韓国科学技術院(カリスト、KAIST)、浦項工科大学(ポステク、POSTECH)と共に8月29日木曜日から9月26日木曜日17時まで「2025年度知的財産基盤次世代英才企業人教育院(以下、「教育院」)の新生(第16期)を募集する。

募集対象は、創意力と問題解決力など未来世代に求められる能力を備えた中学生、または、13歳から15歳の青少年の計160名※で、KAISTのIP英才企業人教育院ウェブサイト(ipceo.kaist.ac.kr)とPOSTECHの英才企業人教育院ウェブサイト(ceo.postech.ac.kr)にて募集を受け付ける。

※KAIST、POSTECHの教育院別約80名ずつ募集

重複応募はできないためKAISTとPOSTECHのいずれかを選択し、全体募集人数の5%は教育脆弱階層の発明英才教育への支援のため社会統合枠で募集する。

合格者は2年間、創造的な問題解決、知的財産の権利化および活用、英才企業人としての成長・入門など体系的な発明英才教育を受けて創造・融合型の人材として成長できる機会が与えられる。教育院修了後にも専門教育の受講、修了生ネットワーク(ACCEL※)への参加など革新的な次世代企業家としての成長に向けた教育やインフラが提供される。

※約1,700名の修了生と進路模索、創業準備の活動ができる交流ネットワーク(Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders based on IP)

今年で運営15年目(2009年～)を迎える教育院は2023年末時点、知的財産権の累積出願4,992件、スタートアップの創業81件、大韓民国人材賞43名授賞など目覚ましい成

果を上げており、社会人になった多くの修了生はいろいろなビジネスで知的財産を活用しているという。

＜次世代英才企業人教育院の修了生の主な成果＞

教育院	氏名	主要成果
POSTECH1 期	キム 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドリームビーンを創業（2013 年）</li> <li>・世界発明家協会委員長（2014 年）</li> <li>・教育分野のメンター・メンティーをマッチングする「複合教育文化プラットフォーム D. Space」をローンチ（2017 年）</li> <li>・2018 大韓民国人材賞受賞</li> </ul>
KAIST4 期	イ 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Autocrypt（自動運転ソリューション企業）ドイツ支社代表（2022 年～）</li> <li>・2021 年度シリーズ A 投資（140 億）、2023 年度シリーズ B（400 億）の投資を主導</li> </ul>
POSTECH6 期	キム 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3D 仮想空間内の広告自動化技術に係る特許出願</li> <li>・メタバース専門企業「メターロック」と MOU および契約締結、CJ ENM に技術供給</li> </ul>
KAIST6 期	チョン 00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社クァンタイズラボスを設立（2023 年）</li> <li>・AI を用いた好みの音楽の分析およびオーディオシステムの体験サービス「クァンシユム」をリリース</li> <li>・計 1 億 3,000 万ウォン規模投資誘致</li> <li>・IBK 企業銀行主催 2023 年上半期 IBK 革新創業企業に選定</li> </ul>

特許庁の産業財産政策局長は「次世代英才企業人教育院は、青少年の発明英才性を促して社会に貢献できる成熟したリーダーとしての成長を支える教育を提供する」とし、「クリエイティブな自分のアイデアを思いきり発揮したい青少年たちの多くの参加を願う」と述べた。

詳細については発明教育ホームページ（[www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net)）、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2913）にて確認できる。

## 2-7 韓国特許庁、「特許紛争対応戦略支援事業」を活用して紛争解決に成功した企業を訪問

韓国特許庁（2024.8.29.）

株式会社 PRINICS、海外 NPE との特許紛争を特許庁の支援事業で早期解決

韓国特許庁は 8 月 29 日木曜日、インスタントカメラやフォトプリンターメーカー株式会社 PRINICS（京畿道水原市所在）を訪問し、特許紛争対応事業に参加した企業から意見を聞いた。

今回の企業訪問は、特許庁が行っている「特許紛争対応戦略支援事業」を積極的に活用して海外で起こった特許紛争を解決した企業の優秀な成果を共有し、企業から相談や意見を聞いて政府が対応できる知的財産支援策を模索するために行われた。

「特許紛争対応戦略支援事業」は、海外輸出の過程で海外企業との特許紛争に巻き込まれた韓国企業を対象に各企業のニーズに応じた対応戦略を相談する内容である。同事業を活用することで企業は海外で起こり得る特許紛争のリスクを解消し海外市場への進出を拡大することができる。

株式会社 PRINICS は、韓国国内外で約 60 件の強い知的財産を保有しており、スマートフォン専用フォトプリンター、インスタントカメラなどを開発・製造して世界 28 カ国に輸出している中小企業である。米国の特許不実施主体（NPE※）が同社に特許侵害訴訟を提起（2022 年 8 月）して販売が中止される危機に陥ったが、特許紛争対応戦略支援事業（2022 年 11 月）を通じて NPE との紛争の特徴、侵害訴訟の訴状分析など防御戦略に関するコンサルティングを受け、それを基に NPE との交渉を行った。その結果、ライセンス契約を締結し、訴訟を取り消すよう促して訴訟リスクを効果的に解決（2023 年 3 月）することができた。その後、同社は 2023 年 714 億ウォンの輸出額を達成し、2024 年には 1,000 億ウォン以上の輸出額が見込まれるなど成長し続けている。

※NPE（Non-Practicing Entity）は、保有特許権を用いて直接製造・販売など生産活動をせず、特許権行使（ライセンス、損害賠償訴訟）により収益を上げる企業のことをさす

特許庁長は「韓国の輸出企業が海外市場の激しい競争の中で成功するためには知的財産紛争に対する戦略が非常に重要になる」とし、「今後も業界からの生の声を聞き、意見交換を重ねることで、中小企業が特許紛争に巻き込まれる心配なく海外で活躍し成長していけるよう政府の支援を強化していく」と述べた。

2-8 韓国特許庁、17の自治体と共に「第16回地域における知的財産政策の協議会」を開催

韓国特許庁（2024.8.29.）

知的財産は地域成長のカギとなる！

韓国特許庁は8月29日木曜日、ケンシントンリゾート西帰浦（ソギポ）（済州島西帰浦市所在）にて17の広域自治体と共に知的財産政策に関する意見交換の一環として「地域における知的財産政策の協議会」を開く。

特許庁は2006年から自治体と連携して各地域の中小企業や住民などを対象に知的財産支援事業を進めてきた。今年は自治体との連携にかかる予算を含め総額634億ウォンの予算を確保し、予備創業者と小規模事業者、中小企業が知的財産を活用して安定的に創業・成長していけるよう支援している。

<2024年度特許庁・自治体が連携する知的財産（IP）支援事業>

- ◆（IP基盤海外進出支援）海外に輸出する有望な中小企業を対象に3年間知財に関する総合的な支援を行う
- ◆（中小企業IP即時支援）中小企業の特許出願、デザインの開発など四半期ごとに迅速な支援を図る
- ◆（小規模事業者のIP競争力強化）小規模事業者の商号・ブランドなど商標権確保への支援、知的財産に係る教育・相談を行う
- ◆（IP土台プログラム）予備創業者を対象にアイデアの具現・権利化に向けた段階別の支援を行う
- ◆（IP翼プログラム）スタートアップを対象に技術分析によるIP技術・経営に関するコンサルティングを提供する

今年で16回目を迎える今回の政策協議会ではこれまでの事業成果や優秀な事例を共有し、改善策について意見を取りまとめる考えだ。とりわけ、今年7月、特許庁と大田（テジョン）市が知的財産を基盤に行った教育および産業の全般にわたる包括的な協力体系を構築した成功事例を中心に、ほかの自治体においてもそのような協力モデルを採用するよう方策について考える計画だ。

特許庁次長は「米国、日本など主要国も各自治体において知的財産を創出し、保護するために地域別の知財支援窓口を設けており、知財問題の解消に向けたさまざまな支援事業

を行っている」とし、「特許庁は知的財産を基に中小企業が著しく成長し、地域経済の発展を図ることができるよう自治体との知財協力体系をさらに強化していく」と述べた。

#### 2-9 韓国特許庁、「2024年特許審査品質諮問委員会」を開催

韓国特許庁（2024.8.30.）

民間の意見を反映してバイオ・先端ロボットなど先端産業における特許権確保を支援

韓国特許庁は8月30日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて迅速かつ正確な特許審査により先端産業の競争力確保を支援するために知財専門家らが参加する「2024年特許審査品質諮問委員会」を開く。

委員会は、専門家から意見を聞き、さまざまな方策を特許審査政策に反映することでユーザー中心の積極的な行政審査サービスを提供するために開かれる。特許審査の品質改善および政策策定に関する諮問を行う産学研の専門家および弁理士18名が民間委員に委嘱された。

会議では、特許庁が進めている▲迅速な特許審査の処理策、▲長期未処理件の管理強化に関する計画、▲特許権の回復要件の緩和など主な政策を紹介し、これに対する専門家からの意見を聞く。

また、バイオ、先端ロボットなど先端産業分野で韓国企業のグローバル主導権の確保を支援し、民間の優秀な人材が海外に流出されることを防止するための審査人員の増員など今後の計画および政策方向について議論する考えだ。

特許庁の特許審査企画局長は「急変する技術覇権争いの中で韓国企業が世界市場で優位に立ち突出した技術力を確保するためには高品質の審査によるコア技術の迅速な権利化が求められる」とし、「今後も特許審査政策を策定していく中で現場とのコミュニケーションを強化していく」と述べた。

#### 2-10 韓国特許庁、電子出願システムの利便性向上に向けたユーザー懇談会を実施

韓国特許庁（2024.8.30.）

弁理士など電子出願システムのユーザーの利便性を高める

韓国特許庁は8月30日金曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて特許な

知的財産権を出願する際に使用する電子出願システムの不便を解消するために、弁理士などユーザーを対象に「電子出願政策に関する諮問のための弁理士懇談会」を開くと発表した。

韓国の電子出願システムは1999年、世界で初めてオープンしたオンライン基盤特許書類作成システムで、ユーザーは出願から審査・登録・審判まで特許行政に関わる全ての書類をオンライン上で作成して提出することができる。

※米国・欧州は2000年、日本は2005年にインターネット基盤電子出願サービスを導入

特許庁は2006年、特許路※を構築して2014年には書式作成ソフトウェアを高度化し、2020年には世界で初めてモバイルサービスをリリースするなど持続的にサービスの改善を図ってきた。しかし、特許出願に係る書類の件数が多くなり、出願手続きが複雑化することで、ソフトウェアの機能をユーザーのニーズに合わせて統合・改善する必要性が高まっている。

※知財権の出願から処理状況および登録情報の確認、手数料の納付まで可能な電子出願および特許情報管理ポータル ([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr))

特許庁は今回の懇談会を通じて弁理士や弁理士事務所の実務者などユーザーがシステムを使用する上で感じている不便など電子出願システムの全般に関する意見を取りまとめる考えだ。また、ePCT※障害時にも出願が可能なエマージェンシー出願システムの構築、出願人・代理人向け電子出願支援教育プログラムなどについて解説し、今後の電子出願システムの運営政策の策定に向けたさまざまな議論を行う考えだ。

※国際出願制度 (Patent Cooperation Treaty) による国際出願用ソフトウェア

特許庁の産業財産情報局長は「今回の懇談会を機に電子出願システムの全般を見直し、取りまとめた意見を反映して改善策を講じるなどユーザーの利便性を引き続き高めていく」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 8月21日から技術奪取防止の強化対策を盛り込んだ改正「不正競争防止法」および「特許法」を運用開始

韓国特許庁 (2024. 8. 20.)

技術奪取行為に対し最大5倍の懲罰賠償を請求する

8月21日から技術奪取行為に対する懲罰的損害賠償の限度が3倍から5倍に強化され、アイデア奪取行など等不正競争行為に対し特許庁長が是正命令を下すことができるようになる。不履行時には最高2,000万ウォン以下の罰金が科される。

韓国特許庁は21日から上記の内容を盛り込んだ改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」）及び「特許法」が施行されると発表した。

#### 【①技術奪取の場合は最大5倍の懲罰賠償】

特許権、営業秘密、アイデア奪取行為など技術奪取行為の嚴重さに対する意識を高めるために懲罰的損害賠償の限度を3倍から5倍に引き上げた。これは、技術を開発して特許や営業秘密などを保有するよりは「技術を真似した方が利益になる」という認識が広がり、被害企業の立場では訴訟で勝っても損害賠償額が十分ではないため、訴訟を諦めるケースが多くなるなど、悪循環を改善するための措置である。

5倍懲罰賠償は国内外の法令と比べても非常に高い水準である。営業秘密に対し強力な保護措置を取っている米国の場合も最大2倍までの懲罰賠償を科しており、5倍賠償は中国が唯一である。

#### 【②アイデア奪取行為など不正競争行為に対し特許庁長が直接是正命令を下す】

事業提案、入札、公募など技術取引の過程におけるアイデア奪取行為、有名人の氏名・肖像などを無断使用するパブリシティ権の侵害など、不正競争行為に対して特許庁長が直接是正命令を下す。

これまでも特許庁は不正競争行為などに対し行政調査を行い、違反行為が認められた場合には是正勧告を下すことができた。しかし、是正勧告は勧告に過ぎず強制力がないため、不正競争行為が相次ぐ状況を防ぐには限界があった。

今回の改正は、このような問題を解消し行政救済の実効性を確保することで、相次ぐ技術奪取の状況を迅速に解決できるとみられる。特許庁による是正命令に従わなかった場合、その違反行為者に対し最高2,000万ウォン以下の罰金を科す。

#### 【③法人に対する罰金刑3倍強化、営業秘密侵害時には侵害品およびその製造設備までを没収】

営業秘密の侵害犯罪、不正競争行為の犯罪は、法人の加担率※が非常に高いことを鑑みて法人による営業秘密侵害行為、不正競争行為を抑制できるよう、法人に対する罰金刑を行為者に科された罰金の最大3倍まで強化する。

※（2017～2021年）法人が加担した犯罪の状況：不正競争防止法の違反罪（34.3%）≫全体犯罪（1.6%）

さらに、営業秘密の侵害品だけでなく、その製造設備までを全て没収する規定を新しく設ける。これにより、侵害品の再生産などによる二次被害を事前に防ぐことができる。

#### 【④ハッキングなどによる営業秘密の毀損・削除に対する処罰】

営業秘密の毀損、滅失、変更行為に関する規定が新設される。不正取得・使用・漏洩など伝統的な営業秘密侵害行為の範囲を超えるハッキングなどによる営業秘密の毀損・削除に対しても不正競争防止法による処罰が可能になる。

営業秘密を不正な目的で毀損・削除する者に対し10年以下の懲役または5億ウォン以下の罰金刑を科すことで従前より重い※処罰が下される。

※（従前）情報通信網法により5年以下の懲役または5,000万ウォン以下の罰金

特許庁の産業財産保護協力局長は「最近、国内外で頻繁に発生する技術奪取行為に有効に対応するためには技術保護に関する制度を現状に合わせて改善していく必要がある」とし、「今後も特許庁は企業が成長の原動力をなくしてしまうことが起こらないよう、技術奪取などを防ぎ、技術保護の強化に向けて取り組んでいく」と述べた。

特許権の侵害、営業秘密の侵害およびアイデア奪取など不正競争行為により困難な場合は、特許庁の「知識財産侵害ワンストップ通報相談センター（[www.ippolice.go.kr](http://www.ippolice.go.kr)）、電話：1666-6464」にて不正競争調査チームによる行政調査、技術・商標警察による捜査をお願いできる。

### 3-2 韓国特許庁「模倣品流通防止に向けた業界懇談会」を開催

韓国特許庁（2024.8.28.）

商標権者・ECプラットフォーム会社・専門家からの意見を集める

韓国特許庁は8月28日水曜日、JWマリオットホテル（ソウル市瑞草区所在）にて業種別の商標権者の民間協会、ECプラットフォーム会社、関係公共機関などが参加する「模倣

品流通防止に向けた業界懇談会」を開催した。

最近の経済協力開発機構（OECD）の発表によると、韓国企業の商標権を侵害する模倣品の世界貿易規模は 11 兆ウォン（2021 年時点）に達している。これは韓国の全体輸出額の 1.5%を占める規模であり、有効な模倣品流通防止対策が急がれている。

※「世界における韓国企業の模倣品流通の現状及び国家経済への影響」（OECD、2024 年 6 月）

懇談会は、模倣品流通を効果的に根絶し、韓国企業の知的財産権を強化するために官民間で模倣品流通防止の戦略について共有し、K（韓国）一ブランドの侵害事例の多いファッション・化粧品などの業界を中心に模倣品流通に対する懸念事項について意見を集めるために行われた。

懇談会には、特許庁と産業部の担当者、韓国ファッション産業協会、大韓化粧品協会など民間協会 10 か所、ネイバー、クーポン、G マーケット、11 番街など韓国 EC プラットフォーム 8 社、韓国知識財産保護院など 2 つの関係公共機関が参加した。

懇談会では、制度の改善策として海外プラットフォーム会社の責任を強化するための国内代理人指定の義務化※や商標権者および EC プラットフォーム会社の積極的な参加を促すための模倣品流通防止に関する条件付免責制度の導入※※などが議論された。また、実務に詳しい各界各層の専門家から模倣品流通の現状や意見などを聞き、有効かつ現実的な模倣品根絶策について意見を交わした。

※（国内代理人指定の義務化）韓国国内に住所を有していない海外プラットフォームの場合、韓国代理人を指定するよう義務付け、模倣品流通防止に係る措置や履行の責任を課す制度

※※（条件付免責制度）EC プラットフォームが模倣品流通防止に係る措置義務を行った場合、商標権者・販売者による損害賠償において無過失であるとみなす制度

特許庁は今年 6 月から人工知能（AI）を活用したモニタリングを試験運営し、高度化・知能化している模倣品流通への摘発・遮断を強化した。また、モニタリングの過程で摘発した情報を関税庁と共有して個人輸入により流通される模倣品の水際対策も 4 月から実施している。

これからも官民間で協力を高めて模倣品流通の現状を迅速に把握し、模倣品取締、鑑定、モニタリングの強化など対策を進める考えだ。

特許庁長は「政府、商標権者、流通業界の間で持続的な会話と協力を図ることが有効な模倣品対策のカギとなる」と強調し、「今後も政府と業界の間で引き続きコミュニケーションを重ねていけるようフィードバックシステムを構築して現場からの意見を政策の方向性に反映していきたい」と述べた。

模倣品に関する相談や通報は、特許庁の「知識財産侵害ワンストップ申告相談センター（電話：1666-6464、ホームページ：www.ippolice.go.kr）」にて受け付けている。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 韓国特許庁、商標登録出願時に告示名称のほかに使用可能な類似名称 831 項目を公開

韓国特許庁（2024. 8. 20.）

商品名称が認定されない場合、商標登録が遅延・拒絶されるため出願人の注意が必要

韓国特許庁は 18 日、商標登録出願時に商品の告示名称のほかにも使用が可能な類似名称のリストを改善し、831 項目を提供すると発表した。商品名称の記載ミスにより登録が遅れる問題などを事前に防ぎ、出願人の利便性が向上すると期待される。

商標登録出願を行う際に、出願人はどの商品に商標を使用するかについて出願書に記載する必要があるが、商標法上認めている商品名（告示名称または類似名称）で記載する必要がある。商品名が認められなかった場合には商品名の記載ミスにより商標登録が遅れるか拒絶されるため、出願人の注意が必要になる。

今回改善した類似名称は 43 類の計 831 項目で、告示改正事項や最新の取引実情などを踏まえて検討を重ね、告示名称ではないが、使用が可能だと審査官が判断したものである。

例えば、これまでは「ティースプーン（ハングル表記：티스푼）」、「昆虫採集箱（ハングル表記：곤충수집통）」など告示名称のみ認めていたが、類似商品の名称を更新したことで「お茶用スプーン（ハングル表記：차스푼）」、「昆虫捕獲機（ハングル表記：곤충포획기）」など類似名称の使用を認めることにした。

類似名称のリストは昨年 10 月初公開された以降、毎月数百件が照会されており、今年 7 月には照会数が約 1,200 件に達する※など個人の出願人から好評を受けている。特許庁は出願人からの高い関心にこたえるために毎年、変動事項などを更新してサービスを提

供する考えだ。

※類似名称の照会件数：2024年5月561件、6月498件、7月1,220件

特許庁の商標審査政策課長は「特許庁は出願人が出願手続き上の不備により拒絶査定がなされ不利益を被ることがないように、出願人の利便性を高める政策を引き続き進めていく考えだ」とし、「使用可能な類似名称の公開が出願人にとって迅速な商標権の確保につながることを期待する」と述べた。

韓国特許庁が認定する商品名称のリストは、特許庁ホームページ（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）※またはKIPRIS（[www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr)）※※にて確認できる。

※（特許庁ホームページ）知的財産制度＞分類コードの照会＞商品分類コード＞類似商品の名称

※※（KIPRIS）Search＞商標＞商品名称（商品類）の検索＞商品名称の検索

#### 4-2 韓日中3カ国商標専門家会合・バイ会合が開催される

韓国特許庁（2024.8.24.）

各国における商標制度の動向について共有、出願人・代理人などが参加するユーザーシンポジウムも開催

韓国特許庁は8月28日水曜日、日本、中国の特許庁と共に韓国プレスセンター（ソウル市中区所在）にて3カ国の商標専門家が参加した中で「韓日中商標専門家会合」および「ユーザーシンポジウム」を開催する。8月29日木曜日には韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて韓日、韓中の商標専門家バイ会合を実施する。

【8月28日、韓日中商標専門家会合・ユーザーシンポジウムの開催…商標制度の動向などについて話し合う】

「韓日中商標専門家会合」は実務者レベルの専門家が集まり、各国における商標制度や関連トピックについて話し合う場で、2019年から毎年持ち回りで開催している。

今回の会合は28日水曜日午前10時から開かれ、3カ国における商標出願・登録および審査処理の現状、商標法の改正内容および運営状況などについて意見交換を行う考えだ。

それに合わせて個人および企業の出願人、代理人のための「ユーザーシンポジウム」も開かれる。3カ国の特許庁関係者が各国における審査処理の現状や改正された審査基準など

について発表し、参加者との質疑応答の時間を設ける。

今回のシンポジウムでは、商標分野でグローバルな課題となっている世界的に有名な商標の保護制度に関する議論や判例などについて共有する考えだ。

【8月29日、韓日、韓中の商標専門家会合の開催…コンセント制度の利用状況などについて話し合う】

29日木曜日午前10時には、韓日、韓中の2か国商標専門家会合を開催する。バイ会合では、商標審査における人工知能（AI）システムの導入、今年から韓国と日本で運用を始めたコンセント制度※の利用状況および細部指針、各国における商標関連トピックについて議論する。

※先行登録商標権者の同意（コンセント）があれば類似の後願商標の登録を認める制度

特許庁の商標審査政策課長は「今回の韓日中商標専門家会合とユーザーシンポジウムは、各国の実務者と商標に関心の高い多くのユーザーが集まり、商標制度の発展と保護に向けた議論を行う機会になる」とし、「今回の会合を通じて3か国における商標制度の協力がさらに拡大していくと期待する」と述べた。

#### 4-3 KIPO 特許審判院と EUIPO 審判部が「韓・欧州商標審判セミナー」を開催

韓国特許庁（2024.8.27.）

EUIPO 関係者と韓国ユーザーが商標審判について意見を交わす

韓国特許庁の特許審判院は9月3日火曜日13時30分、ポスコタワー駅三（ソウル市江南区所在）にて欧州連合知的財産庁（以下、「EUIPO」）の審判部と共に「韓・欧州商標審判セミナー」を開催すると発表した。

今回のセミナーは、韓国と欧州で年間7千件※を超える商標登録出願がされている中、EUIPOの主なユーザーである韓国企業や出願人、知的財産権の関係者を対象に欧州の商標審判制度について理解を高め、意見を交わすために初めて実施される。

※EU加盟国の国籍を有する出願人による韓国特許庁への商標登録出願件数（2023年）：  
5,460件

韓国籍によるEUIPOへの商標登録出願件数（2023年）：2,059件

セミナーにはEUIPOのGordon Humphreys 審判部長官代行や所属審判長などが参加して

EUIPO の商標審判について発表し、韓国企業の知的財産権担当者や弁理者など商標審判のユーザーからの意見を聞く考えだ。

EUIPO 審判部は韓国出願人に対し欧州における商標紛争の解決方法を共有するために、① EUIPO の商標制度における絶対的・相対的拒絶理由、② EUIPO の仲裁センターについて紹介する。また、韓・欧の両機関は、③ 商標審判の動向および政策の方向、④ 不正な目的の商標登録出願に関する判例について発表する。

韓国のパク・ジョンジュ特許審判院長は「今回のセミナーは、EUIPO に登録されている 2 万件余り※の韓国商標、今後登録される商標を保護するために、EUIPO の商標審判について情報を収集し理解を深め、EUIPO の関係者と対面で意見交換ができる非常に意義のある時間だと思う」とし、

※韓国出願人による EUIPO への商標登録出願の累積件数（1998 年～2023 年）：21,013 件

「韓国の知的財産権が海外でしっかり保護され活用できるよう、今後も商標審判分野において韓国ユーザーと海外関係者が意見を交わすことができる機会を作りたい」と述べた。

セミナーの参加費は無料で、韓国特許審判院ウェブサイト ([www.kipo.go.kr/ipt](http://www.kipo.go.kr/ipt)) にて事前登録すればセミナーの資料を閲覧できる。詳細については韓国特許審判院ウェブサイトまたは特許審判院審判政策課（電話：042-481-8610、3942）に問い合わせできる。

#### 4-4 韓国特許庁、ハーグ協定加盟 10 周年を機に「第 13 回韓日中デザインフォーラム」を開催

韓国特許庁（2024. 8. 27.）

3 か国における建築・内装デザインの保護およびハーグ制度の利用状況について話し合う

韓国特許庁は 9 月 3 日火曜日、FKI タワーカンファレンスセンター（ソウル市永登浦区所在）にて日本、中国の特許庁と共に「第 13 回韓日中デザインフォーラム」を開催すると発表した。

本フォーラムは 2010 年から意匠分野における 3 か国間の協力強化および知的財産権の保護を目的に毎年開かれている。今年は韓国のハーグ協定※加盟 10 周年を記念してさらに意義のある場になると期待される。

※一つの願書で複数の国に出願した効果を取得できる国際条約で、韓国は2014年に加盟

今回のフォーラムのテーマは「Design for Space（空間のためのデザイン）」であり、各国の意匠専門家が集まり、建築や内装デザインの保護を目指してさまざまなテーマについて話し合う考えだ。

各国の特許庁関係者、建築および内装デザイン業界の代表者や関係企業の関係者などが発表者として参加する。ハーグ（意匠の国際出願）制度や空間デザインに関するトピックおよび事例など実務上の課題解決策を中心に発表が行われる予定である。これにより、各国における意匠保護制度や政策を比べ、改善に向けた協力策を講じることができると期待される。

また、意匠の外国出願を考えている企業や個人、代理人にとっては、ハーグ制度を利用した国際出願の戦略を策定できる有意義な情報が得られると思われる。

韓国特許庁のデザイン審査政策課長は「今回のフォーラムが韓日中3カ国の緊密な協力を深め、国際調和を図る意匠保護制度の基盤を作るきっかけになってほしい」とし、「フォーラムで示されたさまざまな意見や提案などが今後の政策開発に有効に活用されるとう努力していく」と述べた。

フォーラムへの参加は、韓国特許庁デザインマップウェブサイト（[www.designmap.or.kr](http://www.designmap.or.kr)）にて事前登録を受けており、当日現場でも登録が可能である。詳細についてはデザインマップウェブサイトまたは特許庁デザイン審査政策課（電話：042-481-8698）に問い合わせできる。

## その他一般

5-1 ここ10年間低消費電力ディスプレイ LTPO 技術の特許出願件数・出願伸び率で韓国がトップ

韓国特許庁（2024.8.27.）

多出願1、2位はLGディスプレイとサムスンディスプレイ

#人工知能の搭載などハイスペックのスマートフォンに採用されている①LTPO 技術が次世代 OLED パネルの技術として注目を集めている。LTPO は製造工程が複雑であり、歩留まりが低いいため単価が高いといわれるが、電力消費を10~40%程度削減でき、画面の

一定の明るさを維持できるというメリットがある。このような低電力のメリットから黒色の画面を常時表示することの多いスマートウォッチやハイスペックのスマートフォンに多く採用されている。人工知能の搭載などによりスマートフォンの電力消費が増えることが予想されるため、今後、スマートフォンに LTPO 技術を採用することが増えると見込まれる。

#2023 年、LTPO 搭載の OLED パネルの世界の売上高は 176 億ドルとなり、②今年は前年比 26.1%増加の 222 億ドルに達すると見込まれる。韓国の LG ディ스플레이とサムスンディスプレイは LTPO 搭載の OLED パネルの世界市場シェア 86.8%を占めていることから③殆どの LTPO 搭載の OLED パネルを両社が供給していることがわかる。

①LTPO (Low Temperature Polysilicon Oxide、低温多結晶酸化物)

②スマートフォンの市場規模 (億ドル) : [LTPO] (2022 年) 148→ (2023 年) 176→ (2024 年) 222 億 (26.1%) 億ドル (韓国ディスプレイ産業協会、2024 年 4 月 23 日)

③サムスンディスプレイ (61.2%) →LG ディ스플레이 (25.6%)、BOE (6.9%) →Visionox (3.7%) →TCL CSOT (2.6%) (2023 年度売上高基準のシェア、2024 年 4 月、Omdia)

「低電力ディスプレイ」と呼ばれる LTPO 搭載の OLED パネルの技術に係る世界の特許出願件数が増加傾向にある中、この 10 年間 (2013 年～2022 年) 韓国の出願件数や出願伸び率がいずれも世界トップとなり、韓国が LTPO 搭載の OLED パネル技術をリードしていることがわかった。

**【LTPO 搭載の OLED パネル技術の特許出願、10 年間年平均 23.7%増】**

韓国特許庁が主要国特許庁 (五庁: 韓国、米国、中国、欧州、日本) に出願された世界の特許を分析したところ、LTPO 搭載の OLED パネル技術は 2013 年には 65 件にとどまっていたが、この 10 年間 (2013 年～2022 年) 年平均 23.7%増加し 2022 年には 440 件に達していることがわかった。

**【韓国の出願件数は 1,052 件と世界トップ、年平均伸び率も 70.9%と世界トップ】**

出願人の国籍を分析すると、出願件数は韓国が 40.4% (1,052 件) と最も多く、2 位中国 27.9% (728 件)、3 位日本 21.8% (568 件)、4 位米国 6.0% (156 件)、5 位欧州連合 0.6% (16 件) となっている。

同期間の年平均伸び率においても韓国が 70.9%と最も高く、次は中国 (29.8%) であり、

米国（9.2%）、日本（4.3%）、欧州連合（0%）は五庁の年平均伸び率 23.7%よりはるかに低い。

**【多出願 1、2 位は LG ディ스플레이とサムスンディスプレイ…全体出願の 4 割を占める】**

出願件数で見ると、1 位は韓国の LG ディ스플레이（24.9%、649 件）が最も多く、2 位は韓国のサムスンディスプレイ（14.4%、376 件）、3 位中国の BOE（14.3%、373 件）、4 位日本の半導体エネルギー研究所（SEL）（13.6%、355 件）、5 位米国のアップル（4.5%、116 件）となっている。

とりわけ、1 位と 2 位である LG ディ스플레이とサムスンディスプレイの出願件数を合わせると全体出願件数の約 4 割を占め、韓国が世界市場で LTPO 搭載の OLED パネル技術の研究開発を牽引していることがわかった。

**【技術影響指数で LG ディ스플레이がトップ】**

米国における特許件数を基準に出願人別の④技術影響指数をみると、LG ディ스플레이が 6.1 と、米国のアップル（4.4）、日本の半導体エネルギー研究所（SEL）（2.7）を抜いて世界トップとなった。これは米国のアップルなどが LTPO 搭載の OLED パネル技術の⑤基盤となる特許や主要特許技術を保有しているが、韓国企業が研究開発により関連分野での技術影響力を速いスピードで広げていることである。

④技術影響指数（Cites Per Patent、特許権当たり被引用数）：分析対象（国、企業など）の特許が今後の技術革新に関わる活動（特許出願）にどのような影響を与えたかを示すもので、当該出願人の被引用回数の合計/当該主体の登録件数のことを指す

⑤アップル社の特許：US 9,129,927 B2(2015 年 9 月 8 日)

特許庁の半導体製造工程審査課長は「現在、LTPO 搭載の OLED パネルへの需要が最も高いアップル社のサプライチェーンには LG ディ스플레이とサムスンディスプレイが含まれている」とし、「韓国企業が OLED パネルの世界市場においてシェアをさらに拡大していくためには、持続的な研究開発を通じて価格競争力を高める必要があり、そのために特許庁は高品質の審査のみならず、関連分野の特許情報を提供し続けていく」と述べた。

## 5-2 ソウル、4年連続 WIPO の5大科学技術クラスターに選定

韓国特許庁 (2024.8.28.)

大田は3年連続20大クラスターに、釜山・大邱も4年連続100大クラスターにランクイン

韓国特許庁は8月28日水曜日、世界知的所有権機関 (WIPO) が公表する「100大科学技術クラスター (S&T Cluster※)」にソウル、大田 (テジョン)、釜山 (プサン)、大邱 (テグ) が4年連続選ばれた (2024年8月27日) と発表した。

※Science & Technology Cluster: クラスターは、半径15kmに発明者/論文著者の数が4,500名以上いることを最低基準にするが、ほかのクラスターと5km以内にいると合わせて算定する (※ソウルクラスターにはソウル、仁川 (インチョン)、京畿 (キョンギ) など首都圏全域が含まれる)

WIPOは、2021年からイノベーション能力を測る主な指標である科学技術と研究開発の地域集中度を把握するために、この5年間における国際特許制度 (PCT) による国際特許出願件数と SCIE 級科学論文のデータを分析して発明者と論文著者の所在地の密度が高い100大クラスターを選んで公表している。

ソウルは4年連続※5大クラスターに選ばれ、世界的なイノベーションの中心地としてのプレゼンスを誇示した。ソウルクラスターにおける PCT 出願件数のランキングは、サムスン電子、LG 電子、LG イノテックの順であり、SCIE 級論文の実績はソウル大学、成均館 (ソングングァン) 大学、高麗 (コリョ) 大学の順となっている。

※2021年4位、2022年4位、2023年3位、2024年4位

韓国の科学都市と呼ばれる大田は3年連続※20大クラスターに選ばれ、4年連続ランキングが上昇している。また、人口密度を反映したランキング※※では世界7位で、昨年に次ぎ10大クラスターに含まれた。大田クラスターにおける PCT 出願件数では上位から LG 科学、LG エナジーソリューション、KAIST となっており、SCIE 級論文の実績では KAIST、忠南 (チュンナム) 大学、韓国原子力研究院の順となっている。

※2021年22位、2022年20位、2023年18位、2024年17位

※※人口100万人当たり特許出願・科学論文の割合

2024年世界5大クラスターにはソウル (4位) のほかに東京・横浜1位、深セン・香港・広州2位、北京3位、上海-蘇州5位と日中韓のクラスターがランクインし、東アジアが世界でイノベーションの中心地として地位を高めていることがわかった。

100 大クラスターにランクインした国別の地域数をみると、中国が 26 と最も多く、米国 (20)、ドイツ (8) となっている。韓国はインドと同じく 4 つのクラスターがランクインした。このほかにも 100 大科学技術クラスターに関する詳細な分析資料は WIPO ウェブサイト ([https://www.wipo.int/global\\_innovation\\_index/en/](https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/)) にて確認できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の WIPO の発表から韓国と世界のイノベーションエコシステムの形成と変化の流れについて把握することができた」とし、「特許庁は国内の各クラスターに所在する企業や学界・研究界などがそれぞれの強みを生かしてイノベーション能力をさらに高め、世界をリードしていけるよう支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム